

契 約 条 項 [人材派遣]

足立区（以下「甲」という。）と労働者派遣事業者（以下「乙」という。許可番号は別紙1に記載）は、乙が雇用する派遣労働者（以下「スタッフ」という。）を甲に派遣することに関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙仕様書により甲の実施する下記業務に従事するスタッフを派遣する。

（業務内容）

第2条 人材派遣（詳細は別紙仕様書による）

（就業場所）

第3条 就業場所は、別紙仕様書のとおりとする。

（指揮命令者）

第4条 甲は、スタッフを直接指揮命令する者を別紙1のとおり定める。

（派遣先及び派遣元責任者）

第5条 甲と乙は、派遣先及び派遣元責任者をそれぞれ別紙1のとおり定める。

（派遣期間等）

第6条 派遣期間は、表記契約期間内で別紙仕様書に基づき甲が指定する日時とする。派遣受入期間に制限がある場合は、別紙1に抵触する最初の日を記載する。

（安全および衛生）

第7条 パソコンを連続して操作する時間は1時間までとする。1時間連続して操作したときには、少なくとも10分間の休息を与える。

（スタッフからの苦情の処理）

第8条 本契約において、スタッフからの苦情の申出を受ける者を別紙1のとおり定める。

2 甲における前記事項の者が苦情の申出を受けた時は、ただちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅延なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ずスタッフに通知することとする。

3 乙における前1項記載の者が苦情の申出を受けた時は、ただちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅延なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ずスタッフに通知することとする。

4 甲及び乙は、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅延なく通知するとともに、その結果について必ずスタッフに通知することとする。

（スタッフの交替）

第9条 乙は、スタッフを変更する場合、事前に甲に協議しなければならない。

甲は、派遣されるスタッフのうち、業務の遂行又は管理に不適当と認められる者があるときは、乙に対しスタッフの交替を求めることができる。

（請求および支払）

第10条 甲は、乙より適正な支払請求書を受領し確認した日から30日以内に甲の指定する金融機関において支払う。

2 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めにより、乙に対し延滞日数に応じ支払金額に年3.1%の割合で計算して得た額を遅延利息として支払う。

（契約内容の変更等）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行の中止をなすことができる。

（甲の解除権）

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約期間内にこの契約に着手しないとき、又は、明らかにこの契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙、又は、その代理人、若しくは使用人等が、この契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

(3) 乙、又は、その代理人、若しくは使用人等が、正当な理由がなく、甲の確認等の実施にあたり、その職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(5) 乙における秘密の保持に問題があると甲が認めるとき。

(6) 乙について破産の申立てがあったとき。

(7) 乙が銀行取引を停止されたとき。

(8) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(9) 乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、正当な理由による乙からの申出に基づき契約が解除された場合を除いて、乙は、契約金額の100分の10に相当する額（履行完了部分がある場合は契約金額から代金相当額を控除した額の100分の10に相当する額）を違約金として甲に納付しなければならない。この場合の契約金額とは、契約単価に人数、予定就業時間数、予定日数、消費税率を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において、甲に生じた損害を、乙は賠償する責任を負う。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第12条の2 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(本契約の解除にあたって講ずるスタッフの雇用の安定を図るための措置)

第14条 甲は、甲の責に帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、スタッフの新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには本契約の解除を行おうとする日の少なくとも、30日前に乙に対しその旨の予告を行うこととする。当該予告を行わない場合には、甲は速やかに、当該スタッフの少なくとも30日分以上の賃金に相当する額についての損害賠償を行うこととする。甲が予告をした日と本契約の解除を行おうとする日の間の期間が30日に満たない場合には、少なくともスタッフの当該予告の日と本契約の解除を行おうとする日の30日前との間の期間の日数分以上の賃金に相当する額についての損害の賠償を行うこととする。

2 乙は、本契約の契約期間が満了する前にスタッフの責に帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、本契約に係るスタッフの新たな就業機会の確保を図ることに努める。

3 甲は、契約期間が満了する前に契約の解除を行う場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行う理由を明らかにするものとする。

(契約解除に伴う措置)

第15条 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。

(相殺)

第17条 甲は、この契約において乙に対し有する金銭債務があるときは、乙が甲に対して有する代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときはこれを徴収する。

(派遣人員)

第18条 乙は、別紙仕様書に記載する人数を、この契約に基づく業務に従事するスタッフとして派遣する。

乙は、スタッフが年次有給休暇等を利用する際に、欠員を生じさせないようにしなければならない。

(時間外労働)

第19条 別紙仕様書に定める就業時間外における勤務については、別紙1のとおり定める。

(便宜供与)

第20条 甲はスタッフに対し、福利施設、ロッカー等の設備について利用することができるよう便宜供与する。

(秘密保持)

第21条 乙及びスタッフは、この業務遂行上知り得た内容を、第三者に漏らしてはならない。この契約終了後もまた同様とする。

2 乙は、前項に定める事項を、乙の使用人等をして遵守させなければならない。

(損害の補償)

第22条 乙が本契約に違反し、甲および第三者に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償する責任を負う。

(談合その他不正行為に係る損害の賠償)

第22条の2 乙は、この契約に関して、第12条の2第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、かつ、甲が損害の発生および損害額を立証することを要することなく、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合の契約金額とは、契約単価に人数、予定就業時間数、予定日数、消費税率を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第12条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合。

(2) 前号に掲げるもののほか、第12条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が甲に金銭的な損害を生じさせるものでないことを乙が立証し、甲において特に認める場合。

(3) 第12条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合(乙について刑法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定した場合を除く。)

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(疑義の協議)

第23条 この契約条項および仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、またはこの契約条項もしくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。